

2. 教育研究実践組織

目標

本学の建学の精神、教育理念・教育目標・教育目的を実現するために必要な教育研究実践組織を設置するとともに、社会からの要請に応じて教育研究実践組織の一層の充実・発展を図る。

「現状及び点検・評価」

- (1) 本学の教育研究実践組織は、「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」を建学精神及び教育理念として、平成 17 年度開学とともに医療保健学部看護学科、医療栄養学科及び医療情報学科を設置した。平成 19 年度には、大学設置当初から構想されていた大学院医療保健学研究科修士課程の設置に伴い、学部と大学院との緊密な連携のもと医療分野において特色のある教育研究実践組織の整備を図っている。
- (2) 平成 21 年度においては、教育研究実践の高度化・専門化に対応し、我が国の医療現場において感染制御学の専門的知識を持って中心的指導者として活躍できる人材の育成を図るため、大学院医療保健学研究科博士課程（感染制御分野、入学定員 4 名、標準修了年限 3 年）を設置するとともに、助産師育成に関する社会的要請に応えるため、助産学専攻科（入学定員 15 名、修業年限 1 年）を設置した。
- (3) これらの教育研究実践組織に基づき「時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な医療関係の課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することのできる人材の育成」を教育目標として取り組んでおり、平成 21 年 3 月には学部学生及び大学院とも第 1 期生が巣立ったが、本学の教育理念及び教育目標により学んだ有為な人材が今後、多数、社会で活躍することを望んでいる。
- (4) 本学においては、「教育、研究及び実践体制に関する事項」、「組織及び運営に関する事項」については、将来構想委員会（大学経営会議において任命する専任教員 8 名、大学経営会議室長、事務局長 計 10 名で構成）において審議を行うとともに、「各学科間の教育研究に係る連絡及び調整」については、学科長会議（学長、学科長 3 名、大学経営会議室長、事務局長等で構成）、「大学院に係る教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項」については、研究科長会議（研究科長、学科長 3 名、大学経営会議室長、大学院事務長等で構成）においてそれぞれ審議を行うこととしている。
- (5) これらの審議を踏まえて「学部・学科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項」については、大学経営会議（理事長、理事及び評議員の中から理事長が指名する者 4 名、教授会構成員の中から学長を含む理事長が指名する者 4 名 計 9 名で構成）において審議を行った後、理事会及び評議員会の審議・承認を経ることとしていることから、教育研究実践組織の妥当性を検証する仕組み等は整備されていると言える。

「今後の改善・改革に向けた方策」

- ① 本学は開学5年目の新しい大学であり、キャンパスにおいては活気に溢れ、各学科等においても教育研究実践に積極的に取り組んでいるが、今後も引き続き、教育研究実践組織の充実・発展に努めることとする。

- ② また、平成22年度においては、独立行政法人国立病院機構との連携協力のもと同機構の豊富な臨床現場を活用して、変化する時代を幅広く見据えながら専門職として自律性を持ち臨床判断し、確かな看護の実践能力を持って発展的に未来の看護を創造しうる看護職を育成するため東が丘看護学部看護学科（入学定員100名）を目黒区東が丘にある国立病院機構キャンパスに設置するとともに、高度実践看護師を育成するため大学院看護学研究科修士課程（入学定員20名）を併せて設置することとしており、これにより教育研究実践組織の一層の充実発展が図られるものと期待される。